

平成 30 年 9 月定例会

# 御杖村議会会議録

平成 30 年 9 月 6 日 開会

平成 30 年 9 月 14 日 閉会

御杖村議会

## ◎目 次

第 1 号 (9月6日) .....	- 1 -
◎議事日程 .....	- 2 -
◎本日の会議に付した事件 .....	- 3 -
◎出席議員 (8名) .....	- 3 -
◎欠席議員 (0名) .....	- 4 -
◎会議録署名議員 .....	- 4 -
◎地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名 .....	- 4 -
◎職務のため議場に出席した事務局職員 .....	- 4 -
〔発言記録〕 .....	- 5 -
◎開会及び開議の宣告 .....	- 5 -
◎会議録署名議員の指名 .....	- 5 -
◎会期の決定 .....	- 5 -
◎諸般の報告 (議会運営委員会) .....	- 5 -
◎諸般の報告 (例月出納検査) .....	- 6 -
◎諸般の報告 (宇陀衛生一部事務組合議会) .....	- 6 -
◎諸般の報告 (桜井宇陀広域連合議会) .....	- 7 -
◎諸般の報告 (桜井宇陀広域連合議会) .....	- 7 -
◎行政報告 .....	- 8 -
◎一般質問 (山岡隆良君) .....	- 9 -
◎一般質問 (山崎往男君) .....	- 11 -
◎一般質問 (葛城昌俊君) .....	- 13 -
◎発議第 1 号、2025 年国際博覧会の誘致に関する決議について [上程、 説明、質疑、討論、採決] .....	- 15 -
◎承認第 6 号、専決処分の承認について、平成 30 年度御杖村一般会計 補正予算 (第 3 号) [上程、説明、質疑、討論、採決] .....	- 16 -
休憩・再開 .....	- 17 -
◎議案第 25 号、御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の 基準等に関する条例の制定について [上程、説明] .....	- 17 -
◎議案第 26 号、御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて [上程、説明] .....	- 18 -
◎議案第 27 号、御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員 、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予 防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例の制定について [上程、説明] .....	- 18 -
◎議案第 28 号、御杖村一時保育の実施に関する条例の一部を改正する	

条例の制定について〔上程、説明〕	19
◎議案第 29 号、御杖村定住促進住宅新築工事に伴う工事請負契約の 締結について〔上程、説明〕	19
◎議案第 30 号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更について〔上程 、説明〕	20
◎議案第 31 号、村道路線の廃止及び認定について〔上程、説明〕	20
◎議案第 32 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 4 号）の 議定について〔上程、説明〕	20
◎議案第 33 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算 （第 1 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	21
◎議案第 34 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算 （第 1 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	22
◎議案第 35 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算 （第 2 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	22
◎一括議第 認定第 1 号、平成 29 年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、 認定第 2 号、平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定について、 認定第 3 号、平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について、 認定第 4 号、平成 29 年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、 認定第 5 号、平成 29 年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について 〔上程、説明、質疑、付託〕	23
◎同意第 2 号、御杖村教育委員会の教育長任命につき同意を求めること について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	28
◎報告第 2 号、平成 29 年度継続費精算報告書について〔上程、報告、 質疑〕	29
◎報告第 3 号、平成 29 年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理 及び執行の状況に関する点検・評価の報告について〔上程、報告、 質疑〕	29
◎散会の宣告	31
 第 2 号（9 月 14 日）	32
◎議事日程	33
◎本日の会議に付した事件	34
◎出席議員（8 名）	34
◎欠席議員（0 名）	34
◎会議録署名議員	34

◎地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名	34
◎職務のため議場に出席した事務局職員	35
〔発言記録〕	36
◎開議の宣告	36
◎議案第 25 号、御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕	36
◎議案第 26 号、御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕	36
◎議案第 27 号、御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕	37
◎議案第 28 号、御杖村一時保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを〔質疑、討論、採決〕	38
◎議案第 29 号、御杖村定住促進住宅新築工事に伴う工事請負契約の締結について〔質疑、討論、採決〕	38
◎議案第 30 号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更についてを〔質疑、討論、採決〕	38
◎議案第 31 号、村道路線の廃止及び認定について〔質疑、討論、採決〕	39
◎一括議第	
議案第 32 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 4 号）の議定について、議案第 33 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の議定について、議案第 34 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の議定について、議案第 35 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定について、〔委員長報告・質疑〕	39
◎議案第 32 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 4 号）の議定〔討論・採決〕	40
◎議案第 33 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の議定について〔討論・採決〕	41
◎議案第 34 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の議定について〔討論・採決〕	41
◎議案第 35 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定について〔討論・採決〕	42
◎一括議題	
認定第 1 号、平成 29 年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 2 号、平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、	

認定第 3 号、平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、

認定第 4 号、平成 29 年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、

認定第 5 号、平成 29 年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、

〔委員長報告・質疑〕 .....	- 42 -
◎認定第 1 号、平成 29 年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について	
〔討論・採決〕 .....	- 43 -
◎認定第 2 号、平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について〔討論・採決〕 .....	- 43 -
◎認定第 3 号、平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について〔討論・採決〕 .....	- 44 -
◎認定第 4 号、平成 29 年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について〔討論・採決〕 .....	- 44 -
◎認定第 5 号、平成 29 年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について〔討論・採決〕 .....	- 45 -
◎閉会中の継続調査申出について〔上程、採決〕 .....	- 45 -
◎閉会中の継続調査申出について〔上程、採決〕 .....	- 45 -
◎閉議及び閉会の宣告.....	- 45 -
◎会議録署名 .....	- 48 -

第 1 号 (9月6日)

平成 30 年 9 月御杖村議会定例会（第 1 号）

平成 30 年 9 月 6 日  
開会 午前 10 時 00 分

◎議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
  - ・ 議会運営委員会
  - ・ 例月出納検査 5～7 月分
  - ・ 宇陀衛生一部事務組合議会 6/28 臨時会
  - ・ 東宇陀環境衛生組合議会 6/29 臨時会
  - ・ 桜井宇陀広域連合議会 7/18 臨時会
- 第 4 行政報告
  - ・ 村長
- 第 5 一般質問
- 第 6 発議第 1 号  
2025 年国際博覧会の誘致に関する決議について
- 第 7 承認第 6 号  
専決処分の承認について(平成 30 年度御杖村一般会計補正予算(第 3 号))
- 第 8 議案第 25 号  
御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 26 号  
御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 27 号  
御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 28 号  
御杖村一時保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第 29 号  
御杖村定住促進住宅新築工事に伴う工事請負契約の締結について
- 第 13 議案第 30 号  
御杖村過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 14 議案第 31 号  
村道路線の廃止及び認定について
- 第 15 議案第 32 号  
平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 4 号）の議定について

- 第16 議案第33号  
平成30年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 第17 議案第34号  
平成30年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 第18 議案第35号  
平成30年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 第19 認定第1号  
平成29年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第2号  
平成29年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第3号  
平成29年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第4号  
平成29年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第5号  
平成29年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 同意第2号  
御杖村教育委員会の教育長任命につき同意を求めることについて
- 第25 報告第2号  
平成29年度継続費精算報告書について
- 第26 報告第3号  
平成29年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（8名）

議長	盛岡英成君	副議長	山岡隆良君
1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
3番	吉田俊弘君	5番	松岡一生君
6番	木村忠雄君	8番	山崎往男君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎会議録署名議員

5番 松岡一生君

6番 木村忠雄君

---

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

村長	伊藤収宜君
教育長	丸山栄君
総務課長	藤田辰猪君
住民生活課長	西岡悦夫君
産業建設課長	森本成則君
むらづくり振興課長	今西孝之君
保健福祉課長	片岡保昌君
教育委員会次長	明田光弘君
会計管理者	鈴木敏夫君

---

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長	中嶋英樹君
書記	古谷匡敏君

## 〔 発言記録 〕

( 午前 10 時 00 分 開議 )

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（盛岡英成君） 皆さん、おはようございます。 本日の 9 月定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。
- 全議員が出席でございます。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから、平成 30 年 9 月御杖村議会定例会を開会します。ただちに、本日の会議を開きます。

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（盛岡英成君） 本日の議事日程は、配布済の日程表のとおりとします。
- 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議規則第 127 条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、5 番 松岡一生君・6 番 木村忠雄君を指名します。

### ◎会期の決定

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 2、会期の決定を行います。
- 本定例会の会期は、本日から 9 月 14 日までの 9 日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。
- よって、会期は本日から、9 月 14 日までの 9 日間に決定しました。

### ◎諸般の報告（議会運営委員会）

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。
- はじめに、8 月 21 日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。
- 議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、山崎往男君。
- 議会運営委員長（山崎往男君） ただいま、議長より指名がございましたので、議会運営委員会の会議結果を報告いたしたいと思います。
- 当委員会は、去る 8 月 21 日に委員会を開催し、全委員出席のもと、9 月定例会の運営について協議を行いました。
- まず、会期及び会期中の日程について協議をおこない、会期を、9 月 6 日から 14 日までの 9 日間とし、全員協議会を 10 日、予算決算委員会を 11 日、続会議を 14 日とし、いずれも午前 10 時から開会と決定をいたしました。また、一般質問につきましては、通告締切を 8 月 27 日とし、質問日は開会日の 9 月 6 日と決定をいたしました。
- 次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いに関して協議を

行いました。発議第1号、承認第6号および同意第2号を、開会日に即決いたしました。

最後に、次回12月定例会の会期を検討するために、閉会中の継続調査申出書を、続会日に提出することを決定して、委員会を閉じました。

以上で、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

### ◎諸般の報告（例月出納検査）

- 議長（盛岡英成君） 次に、監査委員より例月の出納検査について、5月から7月分の検査結果報告書をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告とします。

### ◎諸般の報告（宇陀衛生一部事務組合議会）

- 議長（盛岡英成君） 次に、一部事務組合議会に関する報告を行います。  
去る6月28日開催されました、宇陀衛生一部事務組合議会の報告を求めます。  
派遣議員、山岡隆良君。

- 派遣議員（山岡隆良君） それでは、宇陀衛生一部事務組合臨時議会の報告をさせていただきます。平成30年6月28日9時55分より開始され、今回は構成市町村の改選があり、構成メンバーが変わったため年長者の曾爾村坂井議員が議員紹介、高見市長あいさつ、仮議席の指定、議長選出まで臨時議長を務めていただきました。議長選挙の結果、多田興四郎宇陀市議会議員が、全員の同意のもと当選されました。その後、議長交替後、議席の指定、議長より仮議席を本議席として指定され、会議録署名議員について議長より宇陀市議会の山本裕樹議員、奥隆議員が指名されました。会期の決定は、本日1日限りと決定され、その後、副議長選挙が実施され、本村の吉田議員が、全員同意のもと選出され、承認案件1件、議案2件、同意案件1件の4議案の議事に入りました。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、宇陀衛生一部事務組合一般職の職員給与に関する条例等の一部を改正する条例について、内容は宇陀市の財政削減により2.5%の職員給与削減を実施していましたが、これを廃止したことで、これに準じて組合一般職の給与が支払われていたための改正で承認されました。議案第4号宇陀衛生一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、この内容については、育児休業期間1歳6か月を2歳までとするものということで、可決されました。議案第5号、平成30年度、宇陀衛生一部事務組一般会計歳入歳出補正予算第1号について、この内容については、事務職員退職に伴う臨時職員パートとの賃金差分の給与減額補正が主なもので、2,671千円の減額により、総額1億1,604万5千円とするもので、この件についても可決されました。同意第2号、宇陀衛生一部事務組合監査委員の選任同意について、組合議員、坂井英治曾爾村議会議員が選任されました。最後に芝田村長の閉会のあいさつで11時25分終了いたしました。以上で、宇陀衛生一部事務組合臨時議会の報告とさせていただきます。

## ◎諸般の報告（桜井宇陀広域連合議会）

○議長（盛岡英成君） 続いて、去る6月29日開催されました、東宇陀環境衛生組合議会の報告を求めます。

派遣議員古川芳明君。

○派遣議員（古川芳明君） それでは、平成30年度東宇陀環境衛生組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

去る6月29日、臨時会に先立ち全員協議会が午前10時00分から開催されました。山崎副議長の議事進行により10名全員の出席で協議に入り、協議案件1は、議長の選挙についてを協議し、宇陀市の上田氏再任を確認いたしました。協議案件2は、東宇陀環境衛生組合監査委員の選任について協議し、宇陀市の山本良治氏を選任することを確認いたしました。

続きまして、同日、午前10時30分より、平成30年度東宇陀環境衛生組合議会臨時会が、東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました。本村からは、組合副議長として山崎議員、組合議員として松岡議員、古川が出席いたしました。組合議会臨時会は、10名出席で議会は成立し、その後日程に基づき、先の宇陀市議会議員選挙の結果を受けて、仮議席の指定、議長の選挙、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、芝田管理者の挨拶の後、先の選挙で当選されました高見宇陀市長の紹介があり、副管理者就任の挨拶のあと、議事に入りました。

付議されました案件は、議案第2号、専決処分した事案の承認について、東宇陀環境衛生組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、議案第3号、東宇陀環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、同意第1号、東宇陀環境衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、以上3件が提案されました。2号、3号議案につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により改正することについて、原案どおり全会一致により承認され、午前10時51分に閉会いたしました。以上、東宇陀環境衛生組合臨時会の報告とさせていただきます。

## ◎諸般の報告（桜井宇陀広域連合議会）

○議長（盛岡英成君） 続いて、去る7月18日開催されました、桜井宇陀広域連合議会の報告を求めます。

派遣議員、山崎往男君。

○派遣議員（山崎往男君） 平成30年桜井宇陀広域連合議会第1回の臨時会の結果につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。7月18日水曜日に午前10時から開会をいたしました。当日の議案につきましては、議席の一部変更、これは宇陀市の議会の改選によりまして、議席の一部変更でございます。続きまして、会期の決定、次には、役員改選につきましての協議をいたしました。

まず、役員改選につきましては、議長選挙から協議をいたしました。新議長といたしまして、宇陀市会議員の菊岡千秋氏が就任をされました。それから、次に副議長選挙でございますが、副議長につきましては、桜井市会議員の岡田光司氏が就任されました。続きまして、議会選任の監査委員を選考いたしました。この委員さんにつきましては、同じく桜井市議員の井戸良美氏が選任をされました。

以上でございます。当日提案されましたこれは全て議会提案でございます。以上です。

○議長（盛岡英成君） 以上で諸般の報告を終わります。

## ◎行政報告

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 皆さんおはようございます。

本日9月定例会を招集させていただきましたところ、全員のご参集を賜り、誠にありがとうございます。貴重なお時間をいただき私から6月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

7月5日、6日に吉野町で開催されました近畿北陸水源林造林協議会通常総会及び研修会に、奈良県水源林造林協議会会長として参加をさせていただきました。総会では、参加者全員が、特に造林事業の重要性、加えて継続して事業を推進することを再確認し、国へ要望、陳情を強力に行うことを確認しました。

7月12日には、御杖中学校2年生の生徒7名が、議員として参加することも議会を開催しました。当日は、生徒全員が堂々と一般質問を行い、村の将来を真剣に考えてくれていることに感動したところでございます。やはり、村の宝である子どもたちを大切に育てていかなければならないと改めて感じたところでございます。

7月20日には、差別をなくす強調月間の取り組みとして、御杖村と御杖村人権啓発活動推進本部主催で、人権を確かめあう村民のつどいを開催しました。当日、在日二世の新井深絵さんのトーク&コンサートには、村民の方々約100名の参加をいただき、人権尊重のむらづくりについて、改めて認識が深まったものと考えております。

また、7月30日開催されました桜井・宇陀地域ごみ処理広域化推進協議会の内容につきまして、報告をいたします。この協議会の構成市村は、本村を含め桜井市、宇陀市、曾爾村の2市2村となっております。管内焼却施設の老朽化が進む中、ゴミ処理の広域化に向けて検討を進めているところです。今回桜井市の焼却施設が、平成40年度を目途に建て替える必要が生じるため、この時期までに新たな焼却施設の建設が必要であるとの結果が示され、建設場所の選定や規模の決定など早期の協議対応が必要となることが確認をされました。

次に、7月28日から29日にかけて襲来しました台風12号の被害についてです。この台風は、今までにない東から西へ進むコースをとり、29日未明には、時間雨量が100mmの豪雨を記録しました。このため、各河川水路は、各所で水位が急上昇し、一部では越流を起きました。この台風被害に対応するため、今定例会に道路や河川の土砂取り除き費用や関連する経費を含め、専決また補正計上し、ご審議を願うところです。また続けて、8月23日から24日にかけても、台風20号が接近、四国から近畿を横断しました。この台風も雨は280mm程の雨量であったものの、風台風として非常に強い風を伴い、道路など公共施設に被害を及ぼし、また農業用ハウスにも被害をもたらしました。

最後に、今定例会でご審議をお願いいたします案件は、発議を除き、専決処

分をはじめ、条例制定、一般会計及び特別会計の補正予算、平成 29 年度一般会計及び特別会計の決算認定、また人事案件など報告を含めまして 20 件となっております。それぞれの案件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（盛岡英成君） これで行政報告を終わります。

### ◎一般質問（山岡隆良君）

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 5、一般質問を行います。通告に基づき、順次発言を許可します。

はじめに、山岡隆良君。

○4 番（山岡隆良君） それでは、議長の許可を得ましたので、本村の農業政策について、質問させていただきます。本村の第 4 期中山間対象農用地、平成 27 年度から 31 年度は、152ha に対して、転作含む耕作地が 123ha となっており、自己保全管理並びに協定農地から外れた農地が 29ha もあり、遊休農地すなわち耕作放置状態の農地が、19.1%となっております。

また、この農業を担ってくれている農業従事者の平均年齢は、現在 69.3 歳となっており、現状村内を見たとき、何とか里山の風景を醸し出して維持できているように感じますが、5 年先 10 年先を見たとき、国は旧民主党政権時代に創設された農業者個別所得補償制度を廃止し、それに代わる平成 26 年度からの経営所得安定対策交付金の今年度からの廃止、併せて半世紀も続けてきた減反政策の廃止等、大規模農業化への推進へと大きく舵を切り替えました。

今後は、自由化による米の価格競争が国内でも激しくなり、大規模な耕作集積地を持っている米農家、法人と、中山間の弱小農家がコスト競争を繰り広げなければならなくなることが予想されます。

そのような中、村の基幹産業である米農家が元気が出て、村の景観、里山の維持、地域経済の活性化、少しでも獣害の少ない環境対策を狙いとして、個別所得補償制度 15,000 円 10a を、5 年間の期限付きで、村単独の農業政策として、来年から実施してはどうかと考えます。現状の農業政策、村おこし協力隊、ほうれん草出荷助成金、新規ハウス設置費用助成、農業機械購入費助成等を含めて、本村の農業政策が、このままでよいのかどうか、さらなる充実をお考えなのかどうかをお聞かせください。

また来年度以降の農業政策の目玉として、個別所得補償制度を是非加えていただけることができないでしょうか。以上、ご提案させていただきますので、前向きなご検討をよろしくお願いいたします。この後は、自席からの質問とさせていただきます。

○議長（盛岡英成君） 答弁を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） ご質問のありました農業政策についてでございますが、御杖村の農業は、ほうれん草をはじめとする軟弱野菜の施設栽培が基幹産業とはいえ、農地全体を見ますと水稻の作付け面積が大部分を占めており、平成 12 年度より中山間直接支払制度による各協定集落の取り組みによって、水田として維持いただいておりますが、不作付け地いわゆる維持管理水田が約 20ha あることが、実績により報告されております。こうした維持管理水田が 5 年、10

年後には耕作放棄地となってしまう可能性もあり、遊休農地、耕作放棄地の防止の観点から、ご提案いただいていますように所得補償制度について、国により実施されてきました農業者戸別所得補償や経営所得安定交付金の制度を活用し、まずは5年間、昨年度実績ベースの反あたり7,500円を基準に実施に向けての検討、また、国の同制度でも実施されてきました認定農業者を中心とした担い手加算につきましても、実施に向けての検討を担当部署に指示しているところでございます。

また、現状の補助金制度については、地域おこし協力隊の卒業後の就農支援対策として本年度より制度化した補助事業もございます。地域おこし協力隊の募集要項であります御杖村の特産品であるほうれん草などの施設軟弱野菜の栽培を学び、地域に溶け込みながら就農定住し、農業の後継者として新規就農を目指すことから継続を考えております。

最後に報告事項になりますが、本年6月の定例議会において、木村議員よりご質問のありました、ほ場整備事業の未実施の農用地についてですが、耕作放棄地の防止や農業組合法人等への集積を期待されることから、桃俣地内に1ha以上の団地でありながら、ほ場整備事業が実施されていない農用地について、事業実施主体は県となりますが、農地中間管理機構関連農地整備事業により、ほ場整備の実施に向け県関係機関と調整を行い1月以降に土地所有者等説明会を開催予定していますことを報告させていただきます。以上です。

○4番（山岡隆良君） はい、議長。

○議長（盛岡英成君） 4番、山岡議員。

○4番（山岡隆良君） どうも村長ありがとうございました。前向きにご検討していただいているということが、よく分かりました。やっぱり、自分自身思っていたのは、今現状の農業政策というのは、ほうれん草の出荷助成金であったり、新規ハウスの設置費用であったり、農業機械の購入費の助成と、いうふうなかたちで見ていくと、単発の点での助成がメインのような気がしましたので、やっぱり69.3歳というふうなかたちで、農業就労年齢を見ても、非常に高齢化はしておるんですけども、やっぱり村あげて全農家が、元気が出るようなかたちの施策をとっていただくということで、前向きなかたちのご検討いただいたということで、本当にありがたく思っております。是非、来年度の目玉と、政策として、経費は当然かかってくるわけですが、村の活性化に向けて、うまくこういう制度を作り上げていただきたいなということで、担当部局の方にもよろしく願いして、自分の方の質問を終わらせていただきたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

○議長（盛岡英成君） 答弁よろしいですか。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） ご提案いただきましたように、国の制度が廃止されるということになりまして、村といたしましても、それに代わる施策はないかということでの検討を指示しているところでございます。ただ、あくまでも農家個人というよりも、やっぱり村の農家、農地を守っていくという観点のなかでの制度設計をやっていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（盛岡英成君） よろしいですか。はい。これで、山岡隆良君の一般質問を終わります。

## ◎一般質問（山崎往男君）

○議長（盛岡英成君） 続いて、山崎往男君。

○8番（山崎往男君） ただ今、議長より、一般質問の許可をいただきましたので、スクールバス及び村内交通バスの小型化につきまして、ご提案を申し上げ、村長の考えをお聞きいたしたいと思ひます。

昨年の9月定例会におきまして、村内交通、デマンド交通及びスクールバスの運行につきまして、一体的に公共交通体系の構築に取り組むべきではないかということで、ご提案を申し上げ、村長より前向きなご回答をいただいているところでございますが、再度、お尋ねをいたしたいと思ひます。

スクールバス2台及び村内交通バスにつきましては、それぞれ小型化に向け早期に取り組むべきと考えます。それぞれ担当課より、年間維持費及び村内交通の利用者等々につきまして、確認をさせていただきました。大型スクールバスにつきましては、単純計算によりますと、燃料費及び修繕費のみの合計で、1台あたり929,218円、2台で1,858,436円の経費でございます。これを小型化することによりまして、大幅なランニングコストの削減が期待できるものと考えます。また、児童生徒や、保育園児の人数を考慮いたしましても、車両の小型化を早期に検討する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、同様に村内交通バスにつきましても、1日の利用者数が30人前後という状況の中、ワゴンタイプの小型車両に変更し、サービスを維持しながら、コスト削減に努力すべきと考えますが、村長のお考えをお聞きいたしたいと思ひます。

併せて、小型化によるコスト削減の効果を基にいたしまして、デマンド交通の無料化につきましても、検討をいただきたいと思ひます。実施の際につきましては、無料化とすることについて、村民の十分な理解を得るよう努めたいと、近い将来、実現できるようお願いいたしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。以上でございますが、後ほどまた、自席の方から質問をいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

○議長（盛岡英成君） 答弁を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 議員から、昨年9月定例会で一体的な公共交通体系の構築の取り組みについて、ご提案を受け、住民ニーズと費用対効果を考慮し、今後の全体的な運行形態を検討してまいりたいとお答えをさせていただきました。

また、今年1月の全員協議会においても、当時の総務課長より進捗状況について報告をさせていただき、もうしばらく検討期間をいただきたい旨、お願ひしたところです。その後も、関係部署が集まり、運行形態全般について検討をしてまいりました。

まず、スクールバスと村営バスの一体的利用は、学校始業及び就業時間、診療所診療時間、奈良交通・三重交通への乗り継ぎ時間等から、同一車両での運行は困難と判断いたしました。ただし、ご指摘のそれぞれスクールバスとふれあいバス車両の小型化については、担当課でさらに検討を進めていきたいと考えております。

スクールバスについては、現在小学校・中学校及び保育所の児童生徒・園児の通学通所に、立ち席含め定員60名のバス2台とマイクロバスタイプの25名定員1台の計3台を運行しております。このバス3台の運行にあたっては、学校校舎の立地性、始業時間等の関係から、3台の運行を余儀なくされてきたとこ

ろではございますが、議員からもご指摘いただいたとおり、この通学対策には年間多額の経費を要しており、加えて園児児童生徒数の著しい減少により、検討を要する時期に達していると認識しているところでございます。

本年度からは、小中一貫教育の試行に入っており、数年後には、現在の分離型から、施設一体型の小中一貫の義務教育を提供していきたいと考えておりますことから、その時点に合わせて計画的に、順次運行しているスクールバスの小型化と、併せて台数の見直しを図りたいと考えているところでございます。

次にふれあいバスについてですが、経費節減を念頭に、マイクロバスから小型車両への更新を、早い段階で結論を出していきたいと考えております。いつときの乗客増には、今までの乗車人数の実績を考慮予想し、一定期間のマイクロバス運行での対応を検討していきたいと思っております。

次に過疎地有償運送いわゆるデマンド交通の無料化についてであります、デマンド交通は、本村公共交通であります村営バス以外の公共交通として、平成27年1月に運行を開始しているもので、会員登録を行った会員の方に利用していただいております。対象者は、御杖村に住所を有し、自分で車に乗り降りできる方です。主な利用目的としては、診療所への受診や奥宇陀わくわくバスや三重交通バスを利用しての村外へ出向く乗り継ぎ手段として、利用者の自宅玄関先から、目的地までの玄関先までを原則として、片道300円で運行しております。こうした個別輸送は、村営バスとは一線を画する輸送手段として認識しており、利用者に応分の利用負担を求めることは、現在では、妥当なことと判断しておりますので、ご理解の程よろしくお願ひいたしたいと思っております。

○8番（山崎往男君） 議長。

○議長（盛岡英成君） 山崎議員。

○8番（山崎往男君） ただいま、前向きで積極的なご回答をいただきまして、感謝を申し上げたいと思っております。特に、スクールバスの大型2台につきましては、あえてお願ひをいたしたいと思っております。新年度予算で、計上をしていただき、更新をすると、これは財源的な問題もございますので、2台とも1度にとすることは、厳しいかなというふうに思っておりますので、これもひとつ年次的にさっそく新年度から予算計上をお願ひいたしたいと思っております。同時に、村営バスにつきましても、小型化に向けての予算の方も計上していただければありがたいと思っておりますが、再度、もう一度、村長のお考えをお聞きたいと思っております。

○議長（盛岡英成君） はい、村長。

○村長（伊藤収宜君） 議員おっしゃられますように、スクールバスの小型化、台数の問題、それから特に村内交通での小型化ということにつきましては、おっしゃられますように、年次的に考えていきたいということを思っております。それぞれのスクールバスの対応年数といいますが、走行距離等も勘案しながら、いっぺんにはいきませんが、次年度にできる限り予算計上できるようなかたちで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（盛岡英成君） はい。山崎議員。

○8番（山崎往男君） はい、ありがとうございます。具体的なお回答をいただきまして、感謝をいたしたいと思っております。いずれにいたしましても、少しでもコスト削減をいたしまして、村民の負担を軽くしていく必要があるかと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思っております。それと、このデマンド交通でございますが、これは今、村長の方からご回答いただいた、私もその通りだと思っております。し

かし、将来的には、高齢化も進むなかでございますので、ひとつ無料化ということも考えていただき、そのためには、やはり無料化にする意義を充分村民に周知をしていただいて、いわゆる村民の義務と権利、この辺のところを認識していただいたうえで、タイミングを見て無料化にさせていただいたらありがたいなと思います。どうぞよろしく願いいたしたいと思います。以上でございます。

○議長（盛岡英成君） はい、村長。

○村長（伊藤収宜君） 特に、デマンド交通でございますけども、先程答弁させていただきましたように、現状では、有償ということで、村民の方のご理解をいただきたいと思っております。但し、議員言われましたように、これからのことを考えた場合、検討事項には、やはり常時あげていく必要があるのではないかとこのように思っておりますので、その辺のご理解をいただきたいと思っております。

○8番（山崎往男君） はい、ありがとうございます。

○議長（盛岡英成君） はい、これで山崎往男君の一般質問を終わります。

### ◎一般質問（葛城昌俊君）

○議長（盛岡英成君） 続いて、葛城昌俊君。

○1番（葛城昌俊君） 議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

小中一貫教育の進捗と、エアコン設置について質問させていただきます。

この8月後半にテレビ放送で、荒井県知事が公立学校のエアコン設置率を100%にすると公言されておりました。御杖村でも、昔より暑い日が多くなったと思われ、子どもの教育にも支障をきたしているのではないかと考えられます。知事の発表について、県庁の関係部署に聴いたところ、議会にかける前だということで、明確な答えは貰えませんでした。

御杖村は、本年度から小中一貫教育の試行も始まっていますが、施設一体型に向け活用校舎などをどうするのかも決まっていない状況だと思われまます。

このような状況のなか、小中学校のエアコン設置については、どのようにお考えでしょうか。また、小中一貫教育の進捗状況とあわせてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（盛岡英成君） 答弁を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 今年は、各地で猛暑日が続く、中山間地域である本村でも例年になく暑い日が続きました。子どもたちの健康を考えたとき、エアコンの設置は、必要ではあると思っておりますが、小中一貫教育を進めるうえで、施設一体型を考えており、これの整備に併せて設置を考えていきたいと思っております。

また、小中一貫教育の進捗状況についてですが、先程の質問も含めて教育長より詳細に説明を申し上げたいと思っております。

○議長（盛岡英成君） 丸山教育長。

○教育長（丸山栄君） ただ今の議員のご質問のエアコンの設置でございますけれども、村長が申し上げたように、施設が一体型の校舎、活用がどの校舎になるか決まっていますから設置をさせていただきたいというぐあいに考えております。

また、小中一貫教育の進捗状況、お尋ねでございますのでそちらについて私の方から述べさせていただきたいと思っております。施設分離型で試行を開始しましたが、現在、施設一体型に向けた調査をすべく、業者を選定し進めております。な

お、現有の小中学校いずれか、一貫校施設の整備にふさわしい施設を選定するため、検討委員会を立ち上げ、調査結果として提示されるメリット、デメリットを勘案し、どちらかに決定してまいりたいと考えております。また、先進地視察を実施し、参考となる情報の収集に努めてまいる予定を組んでおります。

なお、ソフト面での小中一貫教育の進捗状況につきましては、本年度は試行ということで、9年間を見通した系統的な年間指導計画を昨年度策定いたしました。修正を必要に応じて加えていきます。

それとともに、小中一貫教育を踏まえた小中学校共通のグランドデザインを現在作成中であります。このため、3つの部会をつくり、本年度の実施予定も含め具体的に取り組んでおりますが、1つ目のふるさと部会では、総合的な学習の時間、ふるさと学習の授業を9年間の系統だった内容となるよう、検討と見直しをおこない、充実を図るよう。また、2つ目の学習規律部会では、学習規律の定着や、家庭学習の習慣化をめざし、小中一貫教育、学びのプランを各学級で実践していくとともに、学びのプランを保護者会等で説明し、理解を図るとともに、朝の挨拶運動、チャイム着席、授業前挨拶の徹底に、3つ目の学びの部会では、スピーチ集会など、言語活動での一貫性のある系統的な指導の充実を図り、9年間の見通しを持った指導へと発展させていくよう取り組んでおります。

また、本年度は、全教科の乗り入れ授業の実施ということで、小中学校の全教員に兼務辞令をだして、全8教科での中学校教員による小学生への指導である乗り入れ授業を実施中でございます。基礎学力を高めるために、全国学力学習状況調査の結果を活用し、小中学校の全教員が児童生徒の情報を共有し、的確な活用、指導ができるよう進めております。

小中一貫した生活習慣や学習規律、系統的なカリキュラムによる効率的な学習、幅広い年齢の集団での豊かな人間関係づくりといったことが効果として高められるよう、小中学校間での児童生徒及び教職員の交流拡大により、教職員意識の変革を図りながら、目指す子ども像として、ふるさとでの学びを生かし新しい時代を切り拓く心豊かな子どもを育成すべく取り組んでまいります。以上でございます。

○1番（葛城昌俊君） 議長。

○議長（盛岡英成君） はい。葛城議員。

○1番（葛城昌俊君） 丁寧な教育長と、村長の答弁いただきましてありがとうございます。

エアコン設置について、校舎一体型なかなか難しい問題もあると思いますけど早く決めていただき、エアコン設置のほうしていただきたいと思います。そのためには、県の荒井知事も言われてたとおり、県に対して高率の補助金が貰えるようになるべく早急に要望していただき、エアコンの設置への対応をしていただきたいと思います。

また、進捗について、いろいろと答弁いただきまして、今の小中学生またこれから未来、少子でなかなか子どもの数もないんですけど、この村で学べて良かったなと思える、そういう教育をしていただきたいと思います。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○村長（伊藤収宜君） 議長。

○議長（盛岡英成君） はい。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 議員おっしゃっていただきましたように、子どもたちは、こ

の村の宝という考えでおることには間違いございません。ただし、どうも私の方の行政部局といいますか、村長部局につきましては、どうしてもやはり合理的な学校の運営ということを考える部分もございます。もちろんそれにつきましては、校舎の問題もございますし、教員の問題もございます。そういうなかで、そういうことも考えながら、教育委員会の方へお願いしているのは、やはり子どもたちのことを第一に考えて下さい。小中一貫につきましても、それをやったことによって子どもたちにメリットがあるように内容を考えて下さいということをお願ひしてるところでございます。特にエアコンにつきましても、言われますようにそしたら校舎一体型で決まるまで放っというのかという問題もございませうけども、その辺につきましてもこれからの検討も含めて実情を見ながら考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

- 1 番（葛城昌俊君） はい。ありがとうございます。
- 議長（盛岡英成君） これで、葛城昌俊君の一般質問を終わります。  
以上で、一般質問を終わります。

### ◎発議第 1 号、2025 年国際博覧会の誘致に関する決議について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 6、発議第 1 号、2025 年国際博覧会の誘致に関する決議についてを議題とします。

本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。事務局、決議案の朗読をお願いします。  
（事務局長（中嶋英樹君）、決議案朗読）

- 議長（盛岡英成君） 提案趣旨の説明を求めます。  
提出議員、山崎往男君。

- 8 番（山崎往男君） それでは、決議案の趣旨説明を申し上げたいと思ひます。

現在、大阪府、大阪市、経済界等が一体となって、2025 年に開催される万国博覧会の大阪誘致に向けて取り組まれており、本年 11 月の開催地決定に向け、誘致活動も最終局面を迎えております。

また、奈良県議会におきましても、国際博覧会の開催が県の産業振興に寄与するとともに、奈良県を世界の人々に知っていただく絶好の機会となることから、昨年 9 月定例会において誘致決議がなされました。

本村といたしましても、圏域内の自治体として、この大阪・関西万博が、関西全体の観光、文化、交流の促進につながるものと大いに期待することから、本村議会は、この開催を支持し、誘致実現に向けた取り組みを、積極的に推進することを表明したいと思ひます。

以上、簡単ではございますが、提案の趣旨説明とさせていただきます。審議のほど、よろしくお願ひを申し上げます。

- 議長（盛岡英成君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。  
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。討論はありますか。  
（「討論なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第 6、発議第 1 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、発議第 1 号、2025 年国際博覧会の誘致に関する決議については、原案のとおり可決されました。

### ◎承認第 6 号、専決処分の承認について、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算(第 3 号)〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第 7、承認第 6 号、専決処分の承認について、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算第 3 号を議題とします。  
本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君) 平成 30 年度御杖村一般会計補正予算第 3 号の専決処分の承認を求めることにつきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年 7 月 30 日、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。  
まず、エアコンの更新は、保育所のエアコンが老朽化により故障したもので、職員・園児の衛生面を考慮し至急更新を行うために専決処分を行ったもので、工事請負費 790 千円を補正計上したものです。  
また、先月 7 月 28 日から 29 日にかけて襲来しました台風 12 号による被害を受けた村道、河川の堆積土砂を緊急的に取り除く必要となったため、また台風により被災した道路河川について、災害査定までに測量設計を至急行うために、その委託料について専決処分を行ったもので、委託料 12,885 千円を補正し計上したものです。  
全体として歳入歳出予算それぞれに、13,675 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,331,419 千円とするものでございます。

以上が提案理由でございます。

- 総務課長(藤田辰猪君) 議長。
- 議長(盛岡英成君) 藤田総務課長。
- 総務課長(藤田辰猪君) 一般会計の補正予算書に基づきまして、再度私の方から説明申し上げます。平成 30 年度御杖村一般会計補正予算第 3 号の専決処分につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 13,675 千円を追加しまして総額を 2,331,419 千円とするものでございます。6 ページの歳出をご覧下さい。款民生費、項児童福祉費、目児童福祉総務費、補正額 790 千円、保育所職員室のエアコン更新工事に伴います工事請負費でございます。続きまして、款土木費、項道路橋梁費、目道路維持費、補正額 6,480 千円、台風 12 号より被害を受けました村道崩土等の撤去作業の委託料でございます。次に、款土木費、項河川維持費、目河川維持費、補正額 1,620 千円、同じく台風 12 号によりまして被害を受けました河川堆積土砂等の撤去作業の委託料でございます。次に、7 ページ款災害復旧費、項公共土木施設災害復旧費、目公共土木災害復旧費、

補正額 4,785 千円、道路災害復旧工事等につきまして査定を受けるために測量設計委託料でございます。

続いて、5 ページ戻っていただきまして、歳入のほうでございます。款地方交付税、項地方交付税、目普通地方交付税、補正額 8,975 千円、災害復旧事業債の残りにつきまして交付税を財源といたします。次に款村債、項村債、目災害復旧事業債、補正額 4,700 千円、道路災害復旧事業に伴います測量委託につきまして、起債で対応する予定でございます。以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

- 議長（盛岡英成君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。  
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
（「討論なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
日程第 7、承認第 6 号を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。  
（全員起立）
- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、承認第 6 号、専決処分承認について、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算第 3 号は、原案のとおり承認されました。

休憩・再開

- 議長（盛岡英成君） ここで、暫時休憩をいたします。  
5 分再開といたします。よろしく願います。  
（午前 11 時 00 分 休憩）  
（午前 11 時 05 分 再開）
- 議長（盛岡英成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎議案第 25 号、御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について〔上程、説明〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 8、議案第 25 号、御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。  
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 本条例の制定についてでございますが、介護保険法の一部改正に伴い、従来、都道府県、指定都市及び中核市の条例で定めることとされていた指定居宅介護支援に関する基準については、市町村の条例で定めることとされたことから、当該基準に関する条例を定めるものでございます。  
内容につきましては、指定居宅介護支援事業者の事業の運営及び管理等を定めたものとなっております。よろしく願います。
- 議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において詳細な説明を願い、再開日まで議案調査にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 25 号、御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定については、再開日まで議案調査といたします。

**◎議案第 26 号、御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明〕**

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第 9、議案第 26 号、御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君) 本条例の一部を改正する条例の制定につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、現行条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、地域共生社会実現に向けてのサービスを行うための運営等の基準を追加するものでございます。よろしく願いいたします。

- 議長(盛岡英成君) 本案については、全員協議会において詳細な説明を願い、再開日まで議案調査にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号、御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、再開日まで議案調査といたします。

**◎議案第 27 号、御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明〕**

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第 10、議案第 27 号、御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君) 本案につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、現行条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利

用定員等について修正を行うものでございます。よろしくお願ひいたします。

- 議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において詳細な説明を願ひ、再開日まで議案調査にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号、御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、再開日まで議案調査といたします。

### ◎議案第 28 号、御杖村一時保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 11、議案第 28 号、御杖村一時保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、一時保育の対象児童として定めておりました保育所未就園児という表現から、より具体的に、村内に住所を有する児童等などとして入所要件を具体的に定めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

- 議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において詳細な説明を願ひ、再開日まで議案調査にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号、御杖村一時保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定については、再開日まで議案調査といたします。

### ◎議案第 29 号、御杖村定住促進住宅新築工事に伴う工事請負契約の締結について〔上程、説明〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 12、議案第 29 号、御杖村定住促進住宅新築工事に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、本年度計画しておりました御杖村定住促進住宅新築工事、第Ⅱ期建築工事につきまして、指名競争入札に付した結果、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、予定価格 5 千万円以上の工事請負となることから、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

- 議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において詳細な説明を願ひ、再開日まで議案調査にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号、御杖村

定住促進住宅新築工事に伴う工事請負契約の締結については、再開日まで議案調査といたします。

### ◎議案第 30 号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更について〔上程、説明〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 13、議案第 30 号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、平成 30 年度以降に予定しております事業を本計画に追加変更する必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

具体的には、本年度実施予定の三季館改修事業や新規就農者支援事業等について、計画の追加変更を行うものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において詳細な説明を願い、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 30 号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更については、再開日まで議案調査といたします。

### ◎議案第 31 号、村道路線の廃止及び認定について〔上程、説明〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 14、議案第 31 号、村道路線の廃止及び認定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、村道のその他路線について、道路幅員が狭く車両通行不可で、今後の道路改良計画の有無を考慮した上で、路線認定区間の見直しを行いたく、道路法第 8 条及び第 10 条に基づき、議会の議決を求めます。

具体的には、対象の 14 路線中 12 路線について、起終点を変更し、2 路線については廃止するものでございます。

○議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において詳細な説明を願い、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 31 号、村道路線の廃止及び認定については、再開日まで議案調査といたします。

### ◎議案第 32 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 4 号）の議定について〔上程、説明〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 15、議案第 32 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算第 4 号の議定についてを議題とします。本案について、提案理由

の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、歳入歳出予算それぞれに 158,266 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,489,685 千円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、財政調整基金への積立金 121,934 千円、台風 12 号豪雨によります農地農業用施設災害復旧、公共土木災害復旧費 14,200 千円の増額、有害鳥獣用檻購入費用 7,445 千円の増額、学校等施設のブロック塀の撤去費用 2,841 千円の増額等でございます。よろしくお願いたします。

- 議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、全員協議会で詳細説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算第 4 号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

### ◎議案第 33 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 16、議案第 33 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、歳入歳出予算それぞれに 10,884 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 122,643 千円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、桃俣配水管更新工事 3,240 千円の増額、各浄水場流量計等計器の購入費用 3,780 千円の増額等でございます。よろしくお願いたします。

- 議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、全員協議会で詳細説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

**◎議案第 34 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕**

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 17、議案第 34 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、歳入歳出予算それぞれに 11,258 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 335,293 千円とするものがございます。

主な補正の内容につきましては、療養給付費等負担金償還金 10,974 千円の増額等でございます。よろしくお願いたします。

- 議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、全員協議会で詳細説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 34 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

**◎議案第 35 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕**

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 18、議案第 35 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算第 2 号の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、歳入歳出予算それぞれに 2,798 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 351,440 千円とするものがございます。

主な補正の内容につきましては、介護給付費準備基金への積立金 1,700 千円の増額等でございます。よろしくお願いたします。

- 議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから

総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、全員協議会で詳細説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号、平成30年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

### ◎一括議第

認定第1号、平成29年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、

認定第2号、平成29年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

認定第3号、平成29年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、

認定第4号、平成29年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、

認定第5号、平成29年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

[上程、説明、質疑、付託]

○議長(盛岡英成君) 次に、日程第19、認定第1号、平成29年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第2号、平成29年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第3号、平成29年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第4号、平成29年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、認定第5号、平成29年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5議案は、平成29年度各会計決算の案件ですので、一括議題とします。

まず、一般会計決算について、説明を求めます。

伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君) 地方自治法第233条の規定により、平成29年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、上程するものでございます。

詳細につきましては、会計管理者がご説明申し上げます。

○議長(盛岡英成君) 詳細の内容説明を求めます。

鈴木会計管理者。

○会計管理者(鈴木敏夫君) 平成29年度一般会計決算について、本日提案を致しました概要につきまして、皆様のごところに、決算の内容に関する説明書をお配

りさせていただいておりますので、その説明書に基づきまして概要を説明致します。それでは、1 ページから説明させていただきます。

○議長（盛岡英成君） 会計管理者。しばらく待って下さい。

それでは、始めて下さい。

○会計管理者（鈴木敏夫君） はい。一般会計決算の概要、予算の執行にあたって、計上した歳入については財源の確保に努め、歳出については経費の節減と執行の効率化に努めた結果、平成 29 年度の一般会計歳入歳出決算額は、決算書の 91 ページの実質収支に関する調書のとおり、歳入総額 24 億 1,374 万 3,452 円、歳出総額 20 億 9,918 万 6,729 円、収支差引額 3 億 1,455 万 6,723 円となりました。収支差引額から、繰越明許費によって翌年度へ繰り越すべき財源 3,815 万 8 千円を差し引いた、2 億 7,639 万 8,723 円の黒字となりました。

次に歳入決算の状況についてですが、平成 29 年度の歳入総額は、24 億 1,374 万 3 千円で、前年度と比較して 1 億 7,667 万円減少しています。歳入の主な内訳は、地方交付税 12 億 8,713 万 6 千円、構成比 53.3%、国・県支出金 3 億 8,573 万 2 千円 16.0%、繰越金 3 億 656 万 8 千円 12.7%、村債 1 億 9,130 万円 7.9%、村税 1 億 324 万 3 千円 4.3%等となっております。詳細につきましては、次のページ、2 ページの第 1 表一般会計歳入決算の内訳のとおりでございますが朗読は省略させていただきます。

これを前年度決算額と比較しますと、村税は第 2 表のとおり、総額で 1 億 324 万 3 千円で、対前年度 118 万 7 千円 1.1%の減額となりました。個人村民税については、退職者増加に伴う所得減による調定額の減によって、121 万 8 千円 3.2%の減額となり、たばこ税については、消費量の減少により、55 万 6 千円 20.3%の減額となりました。それぞれの税の状況は次のページ、3 ページ、第 2 表村税決算の状況のとおりでございます。

地方消費税交付金は 2,556 万 3 千円で、前年度に比べて 141 万円 5.2%の減額となりました。消費税率引上げによる増収分の交付額は 1,080 万 1 千円となりました。この増収分については、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされており、4 ページ、第 3 表のとおりでございます。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税をあわせて 12 億 8,713 万 6 千円で、前年度に比べて 8,710 万 4 千円の減額となりました。普通交付税については、過年度借入の過疎債償還終了に伴う交付税算入額の減少等のため 9,184 万 8 千円の減額となりました。また、交付税の振替措置とされている臨時財政対策債は 4,900 万円を借り入れております。

分担金及び負担金は、移動通信用鉄塔施設整備事業の終了や急傾斜崩壊防止事業の終了に伴う分担金の減によって 322 万 8 千円 76.4%の減額となりました。使用料及び手数料は、村外受託保育料及び過年度事業の移動通信用鉄塔施設使用料収入等により、251 万 8 千円 12.2%の増額となりました。国・県支出金は、総額 3 億 8,573 万 2 千円で、対前年度 3,496 万 8 千円 8.3%の減額となりました。再生可能エネルギー等導入事業補助金や年金生活者等支援臨時福祉給付金の減少が主な減額要因です。国・県支出金のうち主なものは、次の、第 4 表、国・県支出金の主な内容のとおりでございますが、朗読は省略させていただきます。財産収入は、601 万円で、前年度に比べて 120 万 2 千円の減額となりました。金融機関の預金金利の低下に伴う基金利息収入の減額が主な要因です。平成 29 年度末における基金の現金保有残高は 27 億 8,276 万 3 千円で、各基金別の内訳

は6ページ第5表のとおりでございます。繰越金は、3億656万8千円で、対前年度5,004万円14.0%の減額となっております。諸収入は、2,279万3千円で対前年度528万3千円30.2%の増額となりました。後期高齢者医療療養給付費及び障害者自立支援の過年度精算及び公共施設等活性化助成事業助成が増額の主な要因であります。村債は、村道改良事業や橋梁長寿命化修繕事業をはじめとする普通建設事業等の財源として、1億4,230万円を借り入れました。また、交付税の振替措置による臨時財政対策債、後年度交付税算入100%については、4,900万円の借入れを行いました。借入総額は、1億9,130万円で、対前年度比較では、1,110万円5.5%の減となっております。地方債の目的別借入内訳は、次のとおりです。過疎対策事業債1億1,110万円、災害復旧事業債650万円、臨時財政対策債4,900万円、緊急防災・減災事業債2,470万円となっております。

つづきまして、7ページの歳出決算の状況についてでございますが、平成29年度の歳出総額は20億9,918万7千円で、前年度と比較して1億8,465万8千円8.1%の減となりました。目的別決算の主な内訳は、構成比の高いものから申しますと総務費4億5,037万5千円、構成比21.5%、民生費3億9,640万2千円、18.9%、土木費3億5,725万7千円17.0%、公債費2億4,268万8千円11.6%等となっております。それぞれの目的別決算の状況は、第6表のとおりでございます。前年度決算と比較して増額となった項目では、土木費が村道改良事業や定住促進住宅整備事業の増額によって、1億330万6千円40.7%の増、衛生費が、簡易水道事業会計繰出金や、し尿料金システム導入による増額によって、2,257万2千円20.2%の増、商工費が地域資源活用調査事業やプレミアム商品券発行事業により1,006万7千円10.9%の増となりました。

一方、減額となった項目については、総務費が開発センター耐震補強事業、自治体セキュリティ強靱化事業、移動通信鉄塔施設整備事業の終了による減額や公共施設整備基金積立の減額により1億7,912万円28.5%の減少となり、公債費が通常償還分の減によって7,366万7千円23.3%の減少、教育費が小学校図書室外壁修繕工事の終了、人事異動による職員人件費の減少等により2,945万2千円17.1%の減となりました。

性質別決算の主な内訳は、構成比の高いものから申しますと、人件費4億5,172万6千円、構成比21.5%、普通建設事業費3億9,836万4千円18.7%、補助費2億7,318万1千円13.0%、物件費2億6,726万3千円12.7%となっております。それぞれの性質別決算の状況は、第7表のとおりでございます。前年度決算額と比較しますと、人件費は、職員給の減少や退職手当負担金の減少によって、766万8千円1.7%の減額となりました。物件費は、地域資源活用調査事業、地籍調査事業、まちづくり基本構想策定事業等の増によって、4,873万1千円22.3%の増額となりました。続きまして、9ページに移りまして、扶助費は、障害福祉サービス費の支給増によって、390万1千円3.2%の増額となりました。補助費は、プレミアム商品券発行、東奈良名張ツーリズムマーケティング負担金により2,462万9千円22.2%の増額となりました。一部事務組合への負担金は363万6千円2.6%の減額となっており、宇陀衛生組合負担金、奈良県広域消防組合負担金が減額となっております。主な補助費の内訳は第8表のとおりでございます。繰出金は、1億9,046万3千円で、対前年度469万1千円2.4%の減額となりました。主には、国保直診勘定が1,954万円、国保事業勘定が306

万2千円、後期高齢者医療が44万5千円の減額となっています。介護保険及び簡易水道事業特別会計が増額となっています。普通建設事業につきましては、村道の拡幅改良事業、定住促進住宅整備事業、法面对策事業、舗装改良事業や橋梁長寿命化補修事業をはじめとする地域基盤の整備に、3億9,836万4千円の投資を行いました。前年度に比べて、3,003万6千円7%減少しております。また、災害復旧事業費は887万円となり、前年度より647万8千円42.2%減少しました。普通建設事業の主な事業は、10ページの第9表のとおりでございます。

大変簡単ですけれども、以上で一般会計決算の概要説明を終わらせて頂きます。詳細につきましては、決算事項別明細書や主要施策の成果に関する報告書をご覧頂きまして、よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（盛岡英成君） 次に、特別会計決算を一括して、説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、地方自治法第233条の規定により、平成29年度御杖村簡易水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の認定について上程するものでございます。詳細につきましては、会計管理者がご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（盛岡英成君） 詳細の内容説明を求めます。

鈴木会計管理者。

○会計管理者（鈴木敏夫君） 平成29年度特別会計決算につきまして決算の内容に関する説明書11ページでございますが、第10表のとおり、特別会計決算の状況でございます。特別会計5会計の歳入総額は、9億1,864万円、歳出総額は、9億1,776万3千円で、収支差引額は、87万7千円となっております。それぞれの会計につきましても平成29年度と平成28年度の比較は、この表のとおりでございます。

つづきまして各会計別の概要につきまして、ご説明申し上げます。簡易水道事業特別会計は、歳入総額8,931万2千円、歳出総額8,492万6千円、収支差引額は438万6千円となりました。前年度との比較では、歳出において桃俣配水管更新事業の設計委託、村債償還金の増、水道料金システムの更新事業によって、2,440万5千円の増額となりました。一般会計からの繰入金は前年度に比べて、1,225万7千円の増額となりました。

国民健康保険特別会計 事業勘定の歳入総額は、3億6,287万円、歳出総額は、3億5,740万8千円、収支差引額は546万2千円となりました。歳出では、保険給付費が2,709万8千円の増額となりました。一方歳入においては、国庫療養給付費過年度精算の追加交付もあり、財政調整基金の取崩しは行いませんでした。

国民健康保険特別会計 診療施設勘定は、歳入総額1億247万3千円、歳出総額1億237万8千円、収支差引額は9万5千円となりました。前年度に比べて歳出では、総務費が、職員人事異動に伴う職員給の減や退職手当特別負担金の減に伴い、1,355万2千円の減額となりました。歳入では、一般会計からの繰入金が、前年度に比べて1,954万円の減額となりました。

介護保険特別会計は、歳入総額3億2,829万6千円、歳出総額3億3,736万2千円、収支差引額はマイナス906万6千円となりました。前年度に比べて歳出では、保険給付費が893万8千円の増額となりました。一方歳入においては、介護給付費準備基金の取崩し1,492万円を行いました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額 3,568 万 9 千円、歳出総額 3,568 万 9 千円、収支差引額は 0 円となりました。主な歳出は広域連合への納付金が 3,246 万 6 千円となっており、歳入は後期高齢者医療保険料が 1,442 万 8 千円、低所得者等の保険料軽減補填分が含まれる一般会計繰入金が 1,954 万 6 千円となっております。

以上で特別会計の決算の概要説明を終わらせていただきますが、一般会計同様、詳細につきましては、決算事項別明細書等をご覧いただきまして、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

なお、最後に 13 ページ村債の状況について説明させていただきます。村債の目的別の増減及び現在高の状況は第 11 表のとおりでございます。平成 28 年度末における村債の現在高は、一般会計と特別会計を合わせて 19 億 7,948 万 7 千円でしたが、平成 29 年度中に、普通建設事業等の財源としての地方債 2 億 20 万円の借り入れを行い、一方既に借りている村債について、2 億 7,215 万 9 千円の元金償還を行った結果、平成 29 年度末の借入現在高は 19 億 752 万 8 千円となり、前年度と比較して 7,195 万 9 千円 3.6% 減少しました。地方債の借り入れについては、後年において地方交付税によってその償還に対する財源措置のある有利な地方債の活用を行い、財政負担の軽減に努めています。

以上、簡単ではございますが、村債の状況につきまして説明を終わらせて頂きます。よろしくお願いいたします。

- 議長（盛岡英成君） ここで、平成 29 年度一般会計及び特別会計の決算について、監査委員に決算審査の意見を求めます。

山崎監査委員。

- 監査委員（山崎往男君） お手元の平成 29 年度御杖村一般会計特別会計決算審査意見書というのが配布されとと思います。ひとつこれに目を通していただきたいと思えます。この審査につきましては、去る 8 月の 22 日、23 日の二日間にわたりまして丸山監査委員と私とで審査をさせていただきました。内容につきましては、1 ページの審査所見から 7 ページの 29 年度決算審査結論まで付けさせていただきます。私の方から 29 年度の決算審査結論につきまして、ご報告を申し上げ朗読をさせていただきます。これを報告に替えさせていただきます。7 ページの 29 年度決算審査結論でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に基づき、本村の平成 29 年度健全化判断比率等について審査したところ全てにおいて基準以下となっております。本村は、近年高齢者の増加とともに、村の主産業である農林業の担い手不足が一段と深刻化し、荒廃地と遊休地が増えつつある。村の活力を担うべき若者が雇用不安に伴い離村に至り、これが少子高齢化等の人口減を一段と加速させている。こうした産業・経済等の社会状況の停滞を打破するためにも、I ターン、U ターンの積極的な推進を実施し、若者の就労機会や子育て支援の充実に取り組まなければならない。将来の村のあるべき姿を考慮したとき非常に深刻な事態である。限られた財源の中ではあるが、地域の特性を生かした個性的な施策を実行していくことが、自治体存続のためにも重要であると考えます。また、御杖村総合戦略で策定した施策の実施に向けた取り組みについては、大いに期待するところである。

本村は、財源の大半を地方交付税に依存している。平成 29 年度の本村に対する交付税は、前年度比約 8,700 万円の減額となっている。今後、人口減少に伴い

交付税の減額は必至である。財政状況硬直化への対応に取り組みつつ、活力ある村づくりに全力を傾注していただきたい。本年も村長はじめ関係する担当機関の創意工夫による効率的な予算執行により、基金残高の増額につなげた努力は一定の評価とする。当然のこととして、今後ともあらゆる歳出経費を見直し、費用対効果を考慮した事業執行をしていかなければならない。

村長はじめ関係者全員で行政の効率的な推進と村の活性化への取り組みをお願いして、平成 29 年度決算審査の結論とする。

以上に替えさせていただきます。以上でございます。

○議長（盛岡英成君） はい、ありがとうございます。ただ今、当局よりの説明と、監査委員の決算審査に係る意見をいただきました。

これから決算 5 議案を一括して、総括的質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。決算議案について、一括して予算決算委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号から認定第 5 号までの平成 29 年度一般会計歳入歳出決算および各特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

## ◎同意第 2 号、御杖村教育委員会の教育長任命につき同意を求めることについて〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 24、同意第 2 号、御杖村教育委員会の教育長任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。事務局、議案の朗読をお願いします。

（事務局長（中嶋英樹君）、議案朗読）

○議長（盛岡英成君） 提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案についてでございますが、丸山栄氏が平成 30 年 9 月 30 日付けで任期満了を迎えます。後任者については、3 年の実績を踏まえ、また小中一貫教育を進める上でも、引き続き丸山栄氏が適任と考えますので、同氏の任命につき議会の同意を求めるものでございます。任期は 10 月 1 日から 3 年でございます。よろしく願いいたします。

○議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。日程第 24、同意第 2 号について、

これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、同意第2号、御杖村教育委員会の教育長任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

### ◎報告第2号、平成29年度継続費精算報告書について〔上程、報告、質疑〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第25、報告第2号、平成29年度継続費精算報告書についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。  
伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君) 本案につきましては、平成28年度から平成29年度に継続費を組みましたまちづくり基本構想策定、および観光プロモーションビデオ作成事業について、完了しましたので精算報告を行います。  
詳細につきましては、担当課長からご報告申し上げます。
- 議長(盛岡英成君) 詳細説明を求めます。藤田総務課長。
- 総務課長(藤田辰猪君) 平成29年度御杖村継続費精算報告書にもとづきまして、報告をさせていただきます。款総務費、項総務管理費、事業名まちづくり基本構想策定事業でございます。平成28年度の12月定例議会におきまして補正計上させていただき、3月定例議会におきまして補正を行い、全体計画として年割額として28年度108万円、29年度648万円をご承認いただいたところでございます。実績としまして、それぞれ同額の28年度108万円、29年度648万円を支出したところでございます。続きまして、款商工費、項商工費、事業名観光プロモーションビデオ作成事業についてでございます。平成28年度当初予算で計上させていただき12月定例議会において補正を行い、全体計画として年割額28年度111万3千円、29年度188万7千円をご承認いただいたところでございます。実績としまして、それぞれ同額、28年度111万3千円、29年度188万7千円を支出したところでございます。以上でございます。
- 議長(盛岡英成君) ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。以上で、報告第2号、平成29年度継続費精算報告書についてを終わります。

### ◎報告第3号、平成29年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告について〔上程、報告、質疑〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第26、報告第3号、平成29年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告についてを議題と致します。本案について、提案理由及び内容の説明を求めます。  
丸山教育長。
- 教育長(丸山栄君) それでは、私の方からご説明をさせていただきたいと思い

ます。

○議長（盛岡英成君） 教育長。しばらく。サイレン終了後に再開いたします。

○議長（盛岡英成君） それでは、教育長、始めてください。

○教育長（丸山栄君） それでは、皆さんのお手元に資料のほう配布させていただいております。御杖村教育委員会では、第3次御杖村長期総合計画に基づいて学校教育、社会教育、及び社会体育、文化の振興のために各分野において教育行政を推進しております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の第1項に教育委員会は、その権限に属する事務、すなわち教育長に委任された事務、その他教育長の権限に属する事務の管理および執行状況について、点検及び評価を行いその結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。また第2項には教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするあり、これらの規定に基づき教育委員会において委員による点検評価を実施し、また第三者による評価検証をいただきました。大項目として、教育委員の活動、教育委員会が管理執行事務事業の総務学校教育関係、社会教育文化社会体育関係、総務管理に大別し、中項目では、教育委員会活動を5項目に分類し、総務学校教育関係を7項目、社会教育文化社会体育関係を12項目、総務管理を1項目にまとめております。

小項目毎に点検評価を行っておりますが、A評価33、B評価13の評価とさせていただきます。

報告書の中身についてでございますが、主要施策の成果に関する報告書と重複するものが多くありますので、私のほうでは、特に平成29年度の推進の柱としての観点からご説明を申し上げますので、個々の細部の説明は省かせていただきます。教育委員会においては、学校教育の向上に向けた取り組みを進めるための方策として、平成29年度には、特にへき地教育研究振興大会の取り組み、小中一貫教育の取り組み、複式学級導入に向けてを柱に据え論議を深めるとともに総合教育会議において村長より小中一貫教育の取り組み、複式学級導入を念頭に置いた教職員の定数に関する施策など、教育行政推進に向けた助言を受け、また委員の自己研鑽を図りながら学校訪問などを通じて学校の教育現場の実情を把握することで、支援条件整備を進めることに努めてまいりました。平成29年11月に行われた奈良県へき地教育研究振興大会については、数年間にわたって取り組んできた研究資料作成などの成果を、曾爾村との共同設置による教育指導主事を中心に学校との連絡調整を行いながら発表することができました。

また、小中一貫教育の推進につきましては、奈良県教育研究振興大会が行われた関係から平成30年度に試行に向けた取り組みにつきましては、3学期からになります。小中の垣根を越えて、全教職員の意識変革を図りながら学力向上、学習規律の充実に資するよう前向きに取り組みをすすめてまいりました。この試みの一つとして、9年間を見据えた年間指導計画を策定し、試行の足掛かりを作ることができました。また従前の学校毎の個別の評価分析を行っていた、学力学習調査の結果を分析整理し、今後の小中一貫教育のなかで活用出来るよう学校との協議を行い、包括的に取り組むことができるよう基礎固めを行ってまいりました。従来、臨時講師を配置して回避してまいりました複式学級の導入は、児童数の減少により避けられぬ問題となっておりますが、授業内容を工夫することでその削減にも対応できる体制を研究するよう学校に指導要請を行い、導入に向けて

現場の意識改革を図ることができました。

次に、社会教育、人権教育、公民館教室、社会体育については、高齢化人口減少ニーズの多様化のなかで進めてまいりましたが、今後のあり方については、検討を要することが求められております。また、学校支援地域本部事業につきましては、心豊かな地域の子どもを育てるため総合的な学習の時間における・・・職業体験の受け入れや環境整備などボランティアの方々の支援協力をいただき学校教育の活性化を図ることにつながることができました。

最後のページに、第三者による評価を教育委員会事務局でも勤務経験のある大字菅野の徳田和則氏にいただきましたので、添付させていただいております。

つきましては、評価を参考に取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上、提案の理由及び概要説明の報告とさせていただきます。どうかご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由及び説明をいただきましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号、平成29年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告についてを終わります。

## ◎散会の宣告

○議長（盛岡英成君） 以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。

次回の本会議は、9月14日、午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

（午後0時9分 散会）

第 2 号 (9月14日)

平成 30 年 9 月 14 日  
開議 午前 10 時 00 分

◎議事日程

- 第 1 議案第 25 号  
御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する  
条例の制定について
- 第 2 議案第 26 号  
御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す  
る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 27 号  
御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運  
営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための  
効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 第 4 議案第 28 号  
御杖村一時保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 第 5 議案第 29 号  
御杖村定住促進住宅新築工事に伴う工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第 30 号  
御杖村過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 7 議案第 31 号  
村道路線の廃止及び認定について
- 第 8 議案第 32 号  
平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 4 号）の議定について
- 第 9 議案第 33 号  
平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の議  
定について
- 第 10 議案第 34 号  
平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の議  
定について
- 第 11 議案第 35 号  
平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定に  
ついて
- 第 12 認定第 1 号  
平成 29 年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13 認定第 2 号  
平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

- 第 14 認定第 3 号  
平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 認定第 4 号  
平成 29 年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 認定第 5 号  
平成 29 年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 17  
閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会）
- 第 18  
議員派遣について
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（8名）

議長	盛岡英成君	副議長	山岡隆良君
1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
3番	吉田俊弘君	5番	松岡一生君
6番	木村忠雄君	8番	山崎往男君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎会議録署名議員

4番 山岡隆良君      5番 松岡一生君

---

◎地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名

村長	伊藤収宜君
教育長	丸山栄君
総務課長	藤田辰猪君
住民生活課長	西岡悦夫君

産業建設課長	森	本	成	則	君
むらづくり振興課長	今	西	孝	之	君
保健福祉課長	片	岡	保	昌	君
教育委員会次長	明	田	光	弘	君
会計管理者	鈴	木	敏	夫	君

---

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長	中	嶋	英	樹	君
書記	古	谷	匡	敏	君

## 〔 発言記録 〕

( 午前 10 時 00 分 開議 )

### ◎開議の宣告

○議長 ( 盛岡英成君 ) 皆さん、おはようございます。

9 月定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布済の日程、第 2 のとおりとします。

### ◎議案第 25 号、御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕

○議長 ( 盛岡英成君 ) 先ず、日程第 1、議案第 25 号、御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてを議題とします。本案については、開会日及び全員協議会にて説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 「 質疑なし 」 の声あり )

○議長 ( 盛岡英成君 ) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

( 「 討論なし 」 の声あり )

○議長 ( 盛岡英成君 ) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第 1、議案第 25 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全員起立 )

○議長 ( 盛岡英成君 ) ありがとうございます。全員の起立により、議案第 25 号、御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第 26 号、御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕

○議長 ( 盛岡英成君 ) 次に、日程第 2、議案第 26 号、御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案についても、説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第2、議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第26号、御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

**◎議案第27号、御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕**

○議長(盛岡英成君) 次に、日程第3、議案第27号、御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案についても、説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第3、議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第27号、御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第 28 号、御杖村一時保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを〔質疑、討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 4、議案第 28 号、御杖村一時保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案についても、説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第 4、議案第 28 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 28 号、御杖村一時保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第 29 号、御杖村定住促進住宅新築工事に伴う工事請負契約の締結について〔質疑、討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 5、議案第 29 号、御杖村定住促進住宅新築工事に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についても、説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第 5、議案第 29 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 29 号、御杖村定住促進住宅新築工事に伴う工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第 30 号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更についてを〔質疑、討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 6、議案第 30 号、御杖村過疎地域自立促進

計画の変更についてを議題とします。

本案についても、説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第6、議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第30号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第31号、村道路線の廃止及び認定について[質疑、討論、採決]

○議長(盛岡英成君) 次に、日程第7、議案第31号、村道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

本案についても、説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第7、議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第31号、村道路線の廃止及び認定については、原案のとおり可決されました。

### ◎一括議第

議案第32号、平成30年度御杖村一般会計補正予算(第4号)の議定について、

議案第33号、平成30年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について、

議案第34号、平成30年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について、

議案第35号、平成30年度御杖村介護保険特別会計補

## 正予算（第2号）の議定について、 〔委員長報告・質疑〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第8、議案第32号、平成30年度御杖村一般会計補正予算第4号の議定について、日程第9、議案第33号、平成30年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の議定について、日程第10、議案第34号、平成30年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定について、日程第11、議案第35号、平成30年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定について

以上の4件を、一括議題とします。

本案件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。会議規則第41条第1項の規定に基づき、本件について、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松岡委員長。

○予算決算委員長（松岡一生君） 委員会を代表しまして、付託されました議案第32号から議案第35号の4件につきまして、一括してその審査の経過と結果についてご報告いたします。

経過でございますが、9月6日開会の定例会において、補正予算の議定4件、及び決算認定5件が付託されましたことにより、去る9月11日に委員会を開催しました。当日は、委員8名の全議員及び村長、教育長、また各部局の所属長出席のもと審査を実施しました。

本議題の補正予算4件につきましては、会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。一般会計では、追加説明のあと、質疑4名、討論なし、簡易水道事業特別会計では質疑1名、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計では、質疑、討論ともに、ございませんでした。内容につきましては、全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。

採決の結果につきましては、補正予算4会計とも、全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第32号から議案第35号についての、予算決算委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（盛岡英成君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

## ◎議案第32号、平成30年度御杖村一般会計補正予算(第4号)の議定〔討論・採決〕

○議長（盛岡英成君） 続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

まず、日程第8、議案第32号、平成30年度御杖村一般会計補正予算第4号の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第8、議案第32号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第32号、平成30年度御杖村一般会計補正予算第4号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第33号、平成30年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について〔討論・採決〕

- 議長(盛岡英成君) 続いて、日程第9、議案第33号、平成30年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第9、議案第33号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第33号、平成30年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第34号、平成30年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について〔討論・採決〕

- 議長(盛岡英成君) 続いて、日程第10、議案第34号、平成30年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第10、議案第34号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第34号、平成30年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 35 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補  
正予算（第 2 号）の議定について〔討論・採決〕

- 議長（盛岡英成君） 続いて、日程第 11、議案第 35 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算第 2 号の議定についてを議題とし、討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「討論なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより、本案について採決をいたします。  
本案に対する委員長の報告は、可決です。  
日程第 11、議案第 35 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
（全員起立）
- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 35 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算第 2 号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎一括議題

認定第 1 号、平成 29 年度御杖村一般会計歳入歳出決算  
の認定について、  
認定第 2 号、平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について  
認定第 3 号、平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計  
歳入歳出決算の認定について  
認定第 4 号、平成 29 年度御杖村介護保険特別会計歳入  
歳出決算の認定について  
認定第 5 号、平成 29 年度御杖村後期高齢者医療特別会  
計歳入歳出決算の認定について、  
〔委員長報告・質疑〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 12、認定第 1 号、平成 29 年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 13、認定第 2 号、平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 14、認定第 3 号、平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 15、認定第 4 号、平成 29 年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 16、認定第 5 号、平成 29 年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、  
以上の 5 件は、各会計決算認定の案件ですので、一括議題とします。  
本件につきましても、予算決算委員会へ付託した案件でございます。会議規則第 41 条第 1 項の規定に基づき、本件について、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。  
松岡委員長。

- 予算決算委員長（松岡一生君） 委員会を代表して、付託されました認定第1号から認定第5号までの各会計歳入歳出決算の認定5件につきまして、一括して、その審査結果についてご報告いたします。経過につきましては、先に報告させていただきましたので割愛させていただきます。

本議題の決算認定5件にかかる審査につきましては、全会計を一括議題とし、一般会計についての追加説明の後、質疑をおこない、4名の委員が質疑を行いました。質疑の内容につきましては、全議員出席の審査でございますので、割愛をさせていただきます。

その後、各会計ごとに討論及び採決をおこない、全5会計とも、全員の賛成により、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、認定第1号から認定第5号についての、予算決算委員会の委員長報告を終わります

- 議長（盛岡英成君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

### ◎認定第1号、平成29年度御杖村一般会計歳入歳出決算 の認定について〔討論・採決〕

- 議長（盛岡英成君） 続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

まず、日程第12、認定第1号、平成29年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

日程第12、認定第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、認定第1号、平成29年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

### ◎認定第2号、平成29年度御杖村簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算の認定について〔討論・採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第13、認定第2号、平成29年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

日程第 13 、認定第 2 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、認定第 2 号、平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

### ◎認定第 3 号、平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計 歳入歳出決算の認定について〔討論・採決〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第 14 、認定第 3 号、平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

日程第 14 、認定第 3 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、認定第 3 号、平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

### ◎認定第 4 号、平成 29 年度御杖村介護保険特別会計歳入 歳出決算の認定について〔討論・採決〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第 15 、認定第 4 号、平成 29 年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

日程第 15、認定第 4 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、認定第 4 号、平成 29 年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

## ◎認定第 5 号、平成 29 年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について〔討論・採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 16、認定第 5 号、平成 29 年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。  
（「討論なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決をいたします。  
本案に対する委員長の報告は、認定です。  
日程第 16、認定第 5 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。  
（全員起立）
- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、認定第 5 号、平成 29 年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

## ◎閉会中の継続調査申出について〔上程、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 17、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。  
議会運営委員長から、お手元の資料のとおり会議規則第 75 条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。  
お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

## ◎閉会中の継続調査申出について〔上程、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 18、議員派遣についてを議題とします。  
お諮りします。議員派遣については、配布済資料のとおり派遣することにしたと思います。  
また派遣内容についての一部変更については、議長において行いたいと思いますが、これらにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布した資料のとおり派遣することを決定し、一部の変更については、議長において行うことといたします。

## ◎閉議及び閉会の宣告

- 議長（盛岡英成君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。  
よって、平成30年9月御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時28分 閉会)



◎会議録署名

御杖村議会会議規則第 127 条の規定によりここに署名する。

御杖村議会 議長 盛岡英成

御杖村議会 議員 木村忠雄

御杖村議会 議員 松岡一生